

概要版

多賀城市障害者福祉計画

多賀城市障害者計画（第5期）

多賀城市障害福祉計画（第7期）

多賀城市障害児福祉計画（第3期）

令和6年3月
多賀城市

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 多賀城市障害者計画（第5期）

本市ではこれまで、国の障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画」及び宮城県が策定する「みやぎ障害者プラン」の内容を踏まえ、計画の改定を重ねてきており、現計画は令和2年度に第4期計画を策定し、障害者福祉施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

このたび、令和5年度をもって第4期計画が終了することから、新たな時代に対応し、本市における障害者施策を総合的かつ一体的に推進するため、「多賀城市障害者計画（第5期）」を策定します。

2 多賀城市障害福祉計画（第7期） 多賀城市障害児福祉計画（第3期）

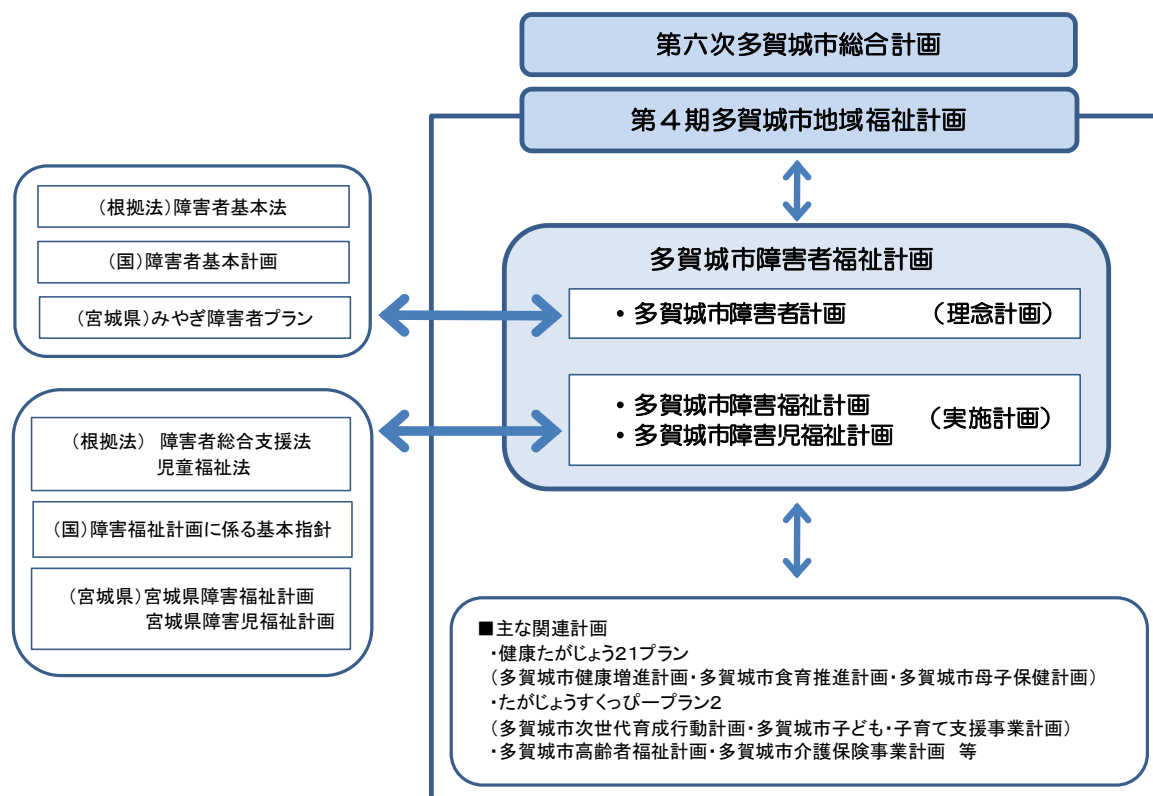
障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

【根拠法】

| | 策定計画 | 根拠法 |
|---|------------|-----------------------------------|
| 1 | 市町村障害者計画 | 障害者基本法（昭和45年法律第84号） 第11条第3項 |
| 2 | 市町村障害福祉計画 | 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項 |
| 3 | 市町村障害児福祉計画 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第33条の20第1項 |

3 計画の位置づけ

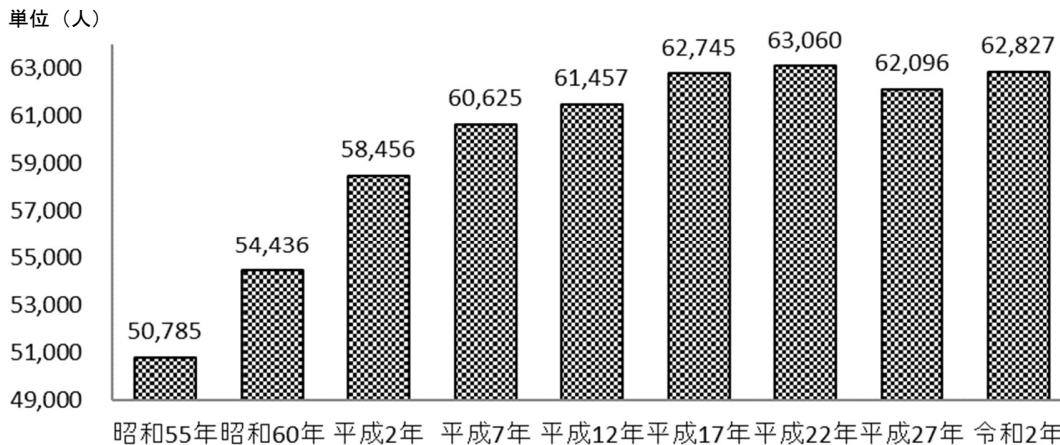


4 計画の期間

| | R3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 多賀城市障害者計画 (理念計画) | | 第4期 | 第5期 | | | | | | |
| 多賀城市障害福祉計画 (実施計画) | | 第6期 | | 第7期 | | 第8期 | | | |
| 多賀城市障害児福祉計画 (実施計画) | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | | | |
| みやぎ障害者プラン (理念計画) | | 第3期 | 第4期 | | | | | | |
| 宮城県障害福祉計画 (実施計画) | | 第6期 | | 第7期 | | 第8期 | | | |
| 宮城県障害児福祉計画 (実施計画) | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | | | |

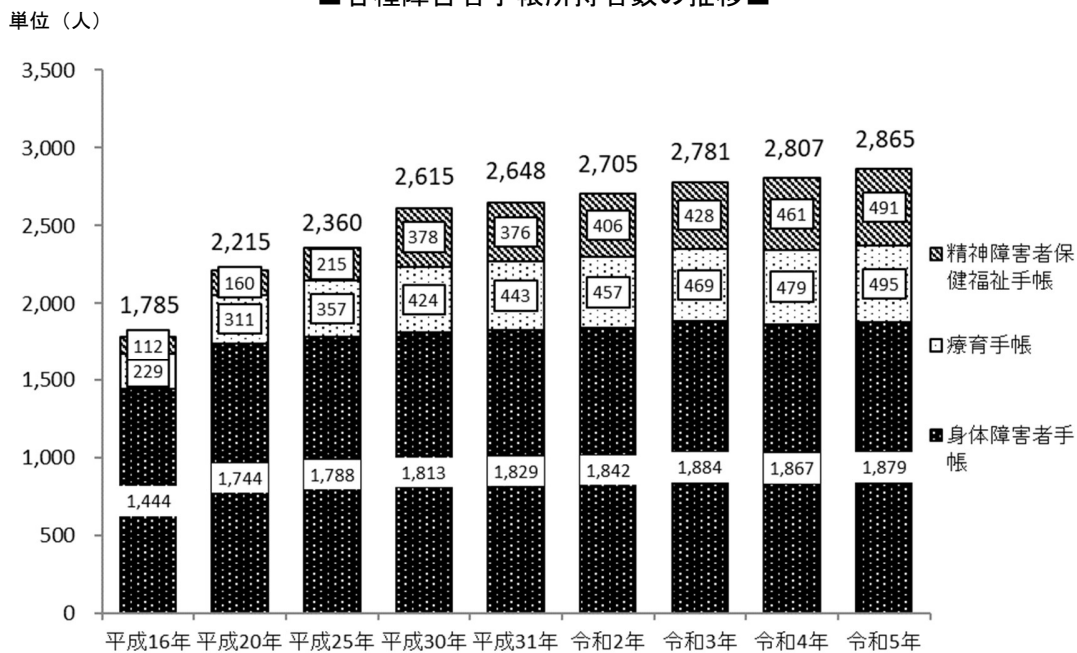
第2章 人口及び障害者数等の状況

■人口の動向■



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■各種障害者手帳所持者数の推移■



| 単位（人） | 平成16年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳 | 1,444 | 1,744 | 1,788 | 1,813 | 1,829 | 1,842 | 1,884 | 1,867 | 1,879 |
| 療育手帳 | 229 | 311 | 357 | 424 | 443 | 457 | 469 | 479 | 495 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 112 | 160 | 215 | 378 | 376 | 406 | 428 | 461 | 491 |
| 合計 | 1,785 | 2,215 | 2,360 | 2,615 | 2,648 | 2,705 | 2,781 | 2,807 | 2,865 |

資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

多賀城市障害者計画（第5期）

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

| No | 重点的な取組内容 |
|----|-------------------------|
| 1 | 相談支援体制の充実強化 |
| 2 | 療育システムの体制整備 |
| 3 | 障害者差別の禁止や合理的配慮等の普及啓発を強化 |
| 4 | 障害者の雇用・就業、経済的自立の支援体制強化 |

※以降のページで、

重点的な取組内容に関連する施策には、マークがつきます。

第1章 基本理念及び施策の体系図



第2章 施策ごとの具体的な取組

基本目標1 地域で生活するためのまちづくり

1-1 相談体制の充実



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|---------------|--|----------|
| 01 相談窓口の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 介護・障害福祉課が中心となり、相談窓口で寄せられる個々のニーズに対応するため、相談支援事業所と連携しながら、必要な情報提供を行います。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 個別支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人や、その家族の持つ課題の内容と支援の方法を明確にし、個々のニーズに合った支援を展開していきけるよう、個別支援体制を強化していきます。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 関係機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題を地域で解決できるよう、地域の専門機関やサービス提供者等と連携を図りながら、相談機能や情報提供の充実を図ります。 基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業所への助言・指導を行うとともに、困難な事例の対応等、より専門的な相談支援を実施します。 宮城東部地域自立支援協議会において、地域課題の抽出や課題解決に向けた取組を継続していきます。 高齢化社会に対応できるよう、地域包括支援センター、介護保険事業所やケアマネジャー等との情報共有に努めるなど、連携強化を図っていきます。 | 介護・障害福祉課 |

1-2 地域生活支援の充実

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|------------------|--|----------|
| 01 緊急時対応の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 短期入所用の居室を確保し、緊急時にも安心して支援を受けられる体制の整備を図り、必要時に緊急時の相談、駆け付け、受入支援を行います。 地域生活を支援する「地域生活支援拠点」として求められる機能について、既存のサービス事業所等をつなぐ面的な整備について検討していきます。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 地域における相談支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業所への助言・指導を行うとともに、困難な事例の対応など、より専門的な相談支援を実施します。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 自立に向けた支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 宮城東部地域自立支援協議会において、関係機関と連携を図り、地域課題の情報共有及び課題解決に向けた協議・検討を行い、地域関係機関とのネットワーク形成に努めます。 | 介護・障害福祉課 |

1-3 生活安定施策の推進

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|---------------|--|----------|
| 01 各種制度の利用促進 | ・各種年金や手当の支給、医療費助成、公共交通機関の割引制度等の利用促進を図るため、広報誌やホームページでの周知や、窓口等での個別周知に努めます。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 福祉サービスの充実 | ・個々のニーズを把握し、生活を支えるための福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービス利用の状況を確認していきます。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 地域移行のための支援 | ・施設等で暮らす方が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向や状態に配慮した地域移行を推進します。 | 介護・障害福祉課 |
| 04 地域定着の推進 | ・安定した地域生活を継続するため、常時の連絡体制を確保しつつ、緊急時の相談に応じるなどの地域定着を推進します。 | 介護・障害福祉課 |

1-4 保健・医療の充実



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------------------------|
| 01 安心した子育て環境の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達の遅れがみられる乳幼児の保護者の不安軽減を図るため、関係機関と連携し、保護者の不安や悩みの相談、育児支援を行います。 ・各種関係機関と連携し、発達に課題のある児童が早期療育につながるよう支援します。 | 子ども家庭課 |
| | | 子ども政策課 (子育てサポートセンター) |
| | | 介護・障害福祉課 |
| 02 予防的支援の推進 | ・育児環境からくる発達の遅れ等の減少を図るため、保護者への支援を実施すると共に、児の発達にあわせて必要なかわりを知り実践できるよう支援します。 | 子ども家庭課 |
| 03 各種健(検)診の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査や各種がん検診等の定期的な健康診査を実施し、障害と関わりの深い様々な病気の予防、早期発見、早期治療に結びつけます。 ・乳幼児健康診査、予防接種、各種相談等における保護者からの相談に応じて、発達に課題のある児童が早期療育につながるよう支援します。 | 健康長寿課 |
| | | 子ども家庭課 |
| 04 健康づくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する知識と実践方法を習得し、心身の不安等を解消することで、自立に向けた基礎体力の向上や重症化、二次障害予防に努めます。 ・ライフステージに応じた自分らしい暮らしができるように、講座等による情報の提供、こころとからだの相談体制の整備及び地域における健康づくり活動の支援を行います。 | 健康長寿課 |

1-5 福祉サービスの充実

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|----------|
| 01 個々に応じた福祉サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業を活用し、障害のある人の生活課題やニーズを把握し、個々の状況に応じた適切な福祉サービスの提供を行います。 個々の状況にあった福祉サービスを提供するため「サービス等利用計画」を作成します。 相談支援により、提供された福祉サービスがサービス等利用計画に基づき適切に行われているか、相談支援事業所と介護・障害福祉課が協力し、定期的に確認を行い、必要時にサービス量の見直しを行います。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 地域の実情に応じた福祉サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が、地域での自立した生活を実現できるよう、在宅・施設での様々な福祉サービスの質的・量的な充実を図り、生活に即した福祉サービスを提供します。 宮城東部地域自立支援協議会において、医療的ケアを必要とする方の状況把握や、既存の社会資源について情報収集を行い、支援体制について検討していきます。 | 介護・障害福祉課 |

基本目標 2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり

2-1 雇用の推進



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|-------------|--|----------|
| 01 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉的就労から一般企業への就職に向け、障害特性に応じた就労先につながるよう、相談支援事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。 ハローワーク塩釜と連携し、一般企業の動向を把握し、就労先の確保を進めます。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 情報提供及び啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク塩釜と連携した情報提供や、関係機関と連携して啓発活動を行っていきます。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 雇用・就労の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労機会の確保を図ります。 障害者就業・生活支援センターわ〜く等の関係機関と連携し、一般就労する方の職場定着等を支援します。 本市、ポリテクセンター宮城及びハローワークとの雇用対策協定*に基づき、雇用就労を支援する様々な施策に取り組みます。 | 介護・障害福祉課 |
| | | 産業振興課 |
| | | 総務課 |

2-2 福祉的就労の場の確保

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|-------------------|---|----------|
| 01 福祉的就労の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、相談支援事業所を中心に関係機関等と連携しながら、就労継続支援や就労定着支援等のサービス利用に関する、就労相談に取り組みます。 ・ 就労している障害者及び雇用者に対する情報提供の充実、働きやすい環境づくり、フォローアップ等の体制の仕組みづくりについて検討します。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 製品の販路拡大や購入等の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う物品購入や委託役務の発注において、障害者就労施設からの供給に対する需要の増進を図り、調達促進支援の拡大に努めます。 ・ イベントへの案内や周知を行うことで、就労支援施設が提供する物品等の販路の拡大を図ります。 | 財政課 |
| | | 介護・障害福祉課 |

2-3 障害福祉団体の自立した活動の支援

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|----------------------|--|----------|
| 01 障害福祉団体の自立した活動への協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体が抱えている課題、行政に求める取組等を把握し、各団体と連携し、各団体が自主的に自立した活動ができるよう協力体制の整備に努めます。 | 介護・障害福祉課 |

2-4 ボランティアや市民活動の推進

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|----------|
| 01 ボランティアや地域活動へ参加しやすい環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体の活動やボランティア育成についての情報提供等により、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 各団体のスポーツ事業や地域行事への参加促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉団体や事業者等が主体的に行う交流活動についての情報提供を行うことにより、障害の有無に関わらず市民が交流できる機会の拡充を図ります。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 公共スポーツ施設等における障害者の利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）スポーツに対する興味・関心を高め、相互理解を促進するため、スポーツやレクリエーション、余暇活動等に取り組みやすい環境を整えていきます。 | 生涯学習課 |

| | | |
|-------------------------|--|---------|
| 04 参加しやすい生涯学習の環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習に関する講座やイベントに関するきめ細やかな情報提供に努めるとともに、配送サービスの提供などによる読書活動への支援、生涯学習活動の成果の発表への参加等、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。 | 生涯学習課 |
| 05 観光イベント等への参加しやすい環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮等の考え方に基づき、各種観光イベントの企画実施にあたり、障害者（児）が参加しやすい環境づくりに努めます。 | 市民文化創造課 |

基本目標3 認め合い支え合うまちづくり

3-1 障害を理由とする差別の解消の推進



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|------------------------|--|----------|
| 01 障害を理由とする差別禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障害への理解を深め、差別の解消を図ります。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 社会的障壁除去のための合理的配慮の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 職員対応要領に基づき市の事務・事業にあたって、不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 地域住民同士の理解醸成 | <ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が中心となり、地域の支え合い活動を普及啓発することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。 | 介護・障害福祉課 |

3-2 権利擁護の推進

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|--------------|--|----------|
| 01 虐待防止の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応がとれる支援体制の充実を図ります。 権利擁護、虐待の早期発見につながるよう、障害者虐待防止マニュアルの普及に努めます。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 相談窓口の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人や家族及び支援者等からの、虐待に関する相談に対応するとともに、通報者の不利益にならないよう配慮します。 本市の市民相談室（消費生活相談窓口）や法テラス等の専門機関と協力体制を構築していきます。 | 介護・障害福祉課 |

| | | |
|----------------|--|----------|
| 03 成年後見制度の普及 | <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、成年後見ネットワーク等の支援団体、社会福祉士会や司法書士会等の専門機関と連携して、必要な支援を行います。 成年後見制度関連法案の改正等の状況に合わせて、成年後見制度利用促進計画（多賀城市地域福祉計画）に基づき、柔軟に地域課題に合わせた地域連携ネットワークの体制整備を推進していきます。 | 介護・障害福祉課 |
| 04 財産管理事業の活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 宮城県社会福祉協議会及び多賀城市社会福祉協議会と適切に連携し、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）を必要な方が円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。 | 介護・障害福祉課 |

基本目標4 みんなが笑顔で育つまちづくり

4-1 療育体制の充実



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------------------|
| 01 療育システムの構築 | <ul style="list-style-type: none"> 発達支援会議を活用し、児童がそれぞれのライフステージで、発達段階に応じ所属する集団が変わっても、支援を切れ目なく継続して受けられよう、体制を構築します。 児童の発達課題や生活状況に合わせ、多様なニーズに対応した支援が継続できるよう、障害福祉分野に限らず、教育や保育及び母子保健等を含めた関係機関とも連携を強化します。 「すこやかファイル」の周知と利用促進を図るとともに、利便性向上に向けた活用方法を検討し、普及と有効活用について推進します。 | 教育総務課 |
| | | 子ども政策課 （公立保育所） |
| | | 子ども家庭課 |
| | | 介護・障害福祉課 |
| 02 相談支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 発達にフォローが必要な児童について、タイムリーにあそびの教室や発達相談等につなげ、保護者が児童の発達の状況を理解し、適切な対応ができるよう支援します。 | 子ども家庭課 |
| 03 地域の関係機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期から学校卒業後まで、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して支援するための体制整備として、宮城東部地域自立支援協議会の活動内容とも連動し支援体制の整備を図ります。 | 介護・障害福祉課 |
| 04 障害のある子どもの受入の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所等における障害のある児童の受入体制を充実します。 | 子ども政策課 （公立保育所） |
| 05 保育所等・幼稚園・小学校等関係機関の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 集団生活や就学がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携を図りながら、幼稚園・保育所等から小学校へと、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 | 教育総務課 |
| | | 子ども政策課 （公立保育所） |
| | | 介護・障害福祉課 |

| | | |
|--------------|--|----------|
| 06 学童児の支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 放課後や夏休み等の長期休暇中に利用する障害福祉サービスである「放課後等デイサービス」について、生活能力向上や余暇の充実等、個々のニーズに合わせた利用になるよう、相談支援事業所と連携を図ります。 「放課後等デイサービス」について適切な事業運営が行われるよう、制度についての普及啓発や事業所との連携強化に努めます。 | 介護・障害福祉課 |
|--------------|--|----------|

4-2 障害児支援の充実



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------------------------------|
| 01 相談支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 児童の育ちに不安を持つ保護者と向き合い、不安や課題を整理し、児童の特徴に合わせて支援の方向性を検討していきます。 課題の解決に向けて、児童の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向を勘案し、関係機関と連携して支援します。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 親子療育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 親子での遊びや集団での経験をとおしての早期療育支援を行います。 保護者が児童の成長課題を理解し、適切な関わりができるよう援助を行います。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 児童発達支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 児童の特徴に合わせて、具体的な目標を定め、児童の育ちのために適切な療育支援を行います。 | 介護・障害福祉課 |
| 04 地域支援 | <ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関わらず、「地域で共に育つ」ことの実現のために、幼稚園・保育所等に通う児童への療育支援としての保育所等訪問支援や児童の生活の場である施設等への援助、助言等を行う巡回相談によって地域支援を行います。 | 子ども政策課 (公立保育所) 介護・障害福祉課 |
| 05 啓発・研修 | <ul style="list-style-type: none"> 児童に関わる保護者や支援者に対し、発達に課題のある児童の特徴や関わり方の理解促進のため、啓発・研修を計画的に実施します。 保護者や幼稚園・保育所等の先生方、身近な支援者に対して、療育や支援連携に関する研修を行うことで、地域療育体制の充実を図っていきます。 | 介護・障害福祉課 |

4-3 学校教育の充実



| 主な取組 | 取組の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------------------|
| O1 就学支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 就学先の選択や支援内容の伝達がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等と小学校及び児童発達支援センターとの連携を強化し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 | 教育総務課 |
| | | 子ども政策課 (公立保育所) |
| | | 介護・障害福祉課 |
| O2 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、円滑に授業を受けられるよう、発達課題に応じて支援するための支援員を、引き続き配置します。 | 教育総務課 |
| O3 交流教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 個性や特性、障害に関わらず、児童生徒が自然に交流できる環境づくりを推進します。 | 教育総務課 |
| O4 社会への移行支援 | <ul style="list-style-type: none"> 関係部局との情報交換や協働の研修会を通じて、相談支援の充実を図ります。 特別支援学校卒業後の進路の一つとして、障害福祉サービスへのスムーズな連動を図るために、発達支援会議や宮城東部地域自立支援協議会を通じて関係機関との連携強化に努めます。 | 教育総務課 |
| | | 介護・障害福祉課 |

基本目標5 すべてのひとにやさしいまちづくり

5-1 住まい・まちづくりの促進

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|----------|
| O1 住まいに関する相談・情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 住まいに関する相談に応じるとともに情報を適切に提供し、バリアフリー化を促進します。 | 介護・障害福祉課 |
| O2 公共施設のバリアフリー化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設のバリアフリー化を推進し、誰にでも利用しやすい環境になるよう整備します。 | (施設所管課) |

5-2 移動・交通バリアフリーの促進

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|----------|
| O1 ハード及び環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 段差の少ない安全な道路の整備、音響式信号機や点字ブロックの整備を進めていきます。 違法駐輪、違法駐車等の排除を関係機関と協力しながら進めていきます。 | 都市整備課 |
| | | 危機管理課 |
| O2 移動・交通制度の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の運賃割引制度等を周知し、利用促進を図ります。 障害者の社会参加を支援するため、多賀城東部線・西部線の利用しやすい仕組みをつくります。 | 介護・障害福祉課 |
| | | 都市計画課 |
| O3 障害福祉サービスの利用 | <ul style="list-style-type: none"> 行動援護、同行援護、移動支援事業等、外出を支援するサービスの利用を促進します。 | 介護・障害福祉課 |

5-3 防災施策の推進

| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|------------|--|----------|
| O1 災害時の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者プランに基づき、障害のある人の災害時避難支援対策を推進します。 | 社会福祉課 |
| O2 防災対策の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確認や非常持ち出し用品の準備、地域防災訓練への参加等、平常時からの防災対策を推進します。 | 危機管理課 |
| O3 避難後の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 指定福祉避難所の充実に向けて、障害特性に応じた配慮を行います。 指定福祉避難所の指定促進に向けて、関係機関との協議や働きかけを進めていきます。 | 介護・障害福祉課 |
| | | 社会福祉課 |

5-4 啓発活動の推進



| 主な取組 | 取組の内容 | 担当課 |
|------------|---|----------|
| O1 啓発活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報誌やホームページ、パンフレットなど、様々な媒体を通じて幅広い広報・啓発活動を推進します。 | 介護・障害福祉課 |
| O2 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 出前講座等により、多くの福祉教育の場を提供することで、全ての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。 | 介護・障害福祉課 |

5-5 コミュニケーションの充実



| 主な施策 | 取組の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----------------|
| 01 手話通訳員等の派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳員を窓口を設置するとともに、通院等の意思疎通が必要不可欠な用務に手話通訳員を派遣します。 視覚に障害がある人には、情報サポートやガイドヘルパー利用のための相談をしていきます。 | 介護・障害福祉課 |
| 02 意思疎通支援を行う者の養成 | <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座を開講し、支援者の育成と資質の向上を図ります。 | 介護・障害福祉課 |
| 03 コミュニケーション支援ボードの活用 | <ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関わらず、話し言葉によるコミュニケーションが困難な人への支援について体制を構築していきます。 選挙における投票所において、高齢者や障害のある人が安心して投票できる仕組みを作ります。 | 介護・障害福祉課 |
| | | 選挙管理委員会事務局 |
| 04 情報アクセシビリティの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が、容易に市政情報を取得・利用できるよう体制を構築します。 デジタル化の推進をとおして、障害のある人の各種手続きを容易にしたり、情報を取得しやすい環境を整備します。 | 地域コミュニティ課 |
| | | 企画課 (ICT推進室) |

多賀城市障害福祉計画（第7期）

多賀城市障害児福祉計画（第3期）

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

| No | 基本的理念 |
|----|---|
| 1 | 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 |
| 2 | 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 |
| 3 | 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 |
| 4 | 地域共生社会の実現に向けた取組 |
| 5 | 障害児の健やかな育成のための発達支援 |
| 6 | 障害福祉人材の確保・定着 |
| 7 | 障害者の社会参加を支える取組定着 |

第1章 障害福祉サービス等の利用状況及び見込量の設定

1 訪問系サービス

| サービス種別 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | |
|------------|------|---------|-------|-------|---------|-----|----|---------|-------|-------|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 訪問系サービス | 人/月 | 43 | 51 | 55 | 57 | 51 | — | 60 | 63 | 64 |
| | 時間/月 | 1,346 | 1,214 | 1,190 | 1,151 | 912 | — | 1,247 | 1,298 | 1,351 |
| 居宅介護 | 人/月 | 38 | 39 | 42 | 46 | 40 | — | 45 | 47 | 48 |
| | 時間/月 | 918 | 1,076 | 1,037 | 973 | 746 | — | 1,042 | 1,082 | 1,124 |
| 重度訪問介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | — | 2 | 3 | 3 |
| | 時間/月 | 60 | 77 | 77 | 73 | 70 | — | 105 | 116 | 127 |
| 同行援護 | 人/月 | 11 | 9 | 10 | 9 | 9 | — | 11 | 11 | 11 |
| | 時間/月 | 140 | 57 | 62 | 97 | 89 | — | 86 | 86 | 86 |
| 行動援護 | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | — | 2 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 14 | 4 | 14 | 8 | 7 | — | 14 | 14 | 14 |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |

2 日中活動系サービス

| サービス種別 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | | |
|-----------------|-------------------|---------|-------|-------|---------|-------|-----|---------|-------|-------|-----|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 生活介護 | 人/月 | 55 | 67 | 61 | 64 | 71 | — | 85 | 87 | 89 | |
| | 日/月 | 1,139 | 1,285 | 1,270 | 1,234 | 838 | — | 1,900 | 1,995 | 2,096 | |
| | うち重度障害者※ | 人/月 | 0 | 0 | 2 | 9 | 11 | — | 13 | 13 | 13 |
| | | 日/月 | 0 | 0 | 51 | 152 | 188 | — | 230 | 230 | 230 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | |
| | 日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | |
| 自立訓練(生活訓練) | 人/月 | 5 | 3 | 4 | 3 | 4 | — | 5 | 5 | 5 | |
| | 日/月 | 141 | 52 | 125 | 118 | 124 | — | 141 | 141 | 141 | |
| 就労移行支援 | 人/月 | 13 | 15 | 13 | 16 | 19 | — | 20 | 21 | 22 | |
| | 日/月 | 216 | 210 | 231 | 247 | 349 | — | 368 | 389 | 410 | |
| 就労継続支援(A型/雇用型) | 人/月 | 30 | 28 | 32 | 39 | 44 | — | 53 | 58 | 64 | |
| | 日/月 | 606 | 577 | 658 | 757 | 913 | — | 942 | 1,013 | 1,091 | |
| 就労継続支援(B型/非雇用型) | 人/月 | 121 | 132 | 144 | 157 | 161 | — | 160 | 171 | 184 | |
| | 日/月 | 2,176 | 2,370 | 2,695 | 2,592 | 2,758 | — | 2,611 | 2,764 | 2,925 | |
| 就労定着支援 | 人/月 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | — | 4 | 5 | 6 | |
| 就労選択支援 | 人/月 | — | — | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | |
| 療養介護 | 人/月 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | — | 8 | 8 | 8 | |
| 短期入所 | 人/月 | 46 | 36 | 23 | 25 | 43 | — | 45 | 45 | 45 | |
| | 日/月 | 218 | 165 | 159 | 79 | 200 | — | 206 | 206 | 206 | |
| | うち重度障害者※ (福祉型) | 人/月 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | — | 2 | 2 | 2 |
| | | 日/月 | 0 | 0 | 2 | 0 | 8 | — | 8 | 8 | 8 |
| | うち重度障害者※ (医療型) | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | | 日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |

3 居住系サービス

| サービス種別 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | |
|----------|-----|---------|-----|----|---------|----|----|---------|----|----|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 53 | 56 | 56 | 67 | 70 | — | 77 | 81 | 87 |
| うち重度障害者※ | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | — | 1 | 1 | 1 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 29 | 32 | 31 | 31 | 31 | — | 33 | 33 | 34 |

4 相談支援に関するサービス

| サービス種別 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | |
|--------|-----|---------|-----|-----|---------|----|----|---------|-----|-----|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 91 | 90 | 109 | 115 | 87 | — | 129 | 137 | 145 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |

5 障害児通所支援等

| サービス種別 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | |
|---------------------|-------------|---------|-----|-------|---------|-------|----|---------|-------|-------|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 児童発達支援 | 実利用者数/年 | 35 | 31 | 38 | 36 | 36 | — | 47 | 54 | 61 |
| | 日/月 | 546 | 506 | 605 | 487 | 483 | — | 522 | 518 | 514 |
| 医療型児童発達支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | 日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 実利用者数/年 | 102 | 101 | 113 | 109 | 145 | — | 164 | 176 | 189 |
| | 日/月 | 1,048 | 938 | 1,333 | 1,211 | 1,605 | — | 1,749 | 1,906 | 2,077 |
| 保育所等訪問支援 | 実利用者数/年 | 8 | 10 | 9 | 7 | 8 | — | 8 | 9 | 10 |
| | 日/年 | 31 | 33 | 32 | 37 | 28 | — | 44 | 48 | 52 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | 日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 34 | 41 | 52 | 46 | 61 | — | 68 | 77 | 86 |
| 親子療育教室 (おひさまひろば) | 実利用者数/年 | 18 | 19 | 16 | 18 | 16 | — | 20 | 21 | 22 |
| | 日/月 (平均) | 46 | 57 | 39 | 43 | 56 | — | 50 | 52 | 54 |

6 地域生活支援事業（必須事業）

| 事業名 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 相談支援事業 | | | | | | | | | | | |
| | 障害者相談支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 相談支援機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数/年 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | — | 1 | 1 | 1 | |
| 成年後見制度法人支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業) | 手話通訳者設置数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 実利用者数/年 | 11 | 8 | 10 | 8 | 7 | — | 9 | 9 | 9 | |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | | | | | |
| | 介護訓練支援用具 | 件数/年 | 1 | 2 | 4 | 3 | 4 | — | 3 | 3 | 3 |
| | 自立生活支援用具 | 件数/年 | 8 | 10 | 9 | 3 | 3 | — | 7 | 7 | 7 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件数/年 | 21 | 13 | 10 | 9 | 13 | — | 13 | 13 | 13 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件数/年 | 6 | 9 | 2 | 4 | 4 | — | 5 | 5 | 5 |
| | 排泄管理支援用具 | 件数/年 | 1,292 | 1,437 | 1,607 | 1,653 | 1,656 | — | 1,879 | 2,001 | 2,132 |
| | 居宅生活動作補助用具等 | 件数/年 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | — | 1 | 1 | 1 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 移動支援事業 | 実利用者数/年 | 14 | 14 | 8 | 7 | 6 | — | 10 | 10 | 10 | |
| | 延べ利用時間/年 | 699 | 578 | 89 | 162 | 296 | — | 396 | 458 | 530 | |
| 地域活動支援センター事業 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 実利用者数/年 | 35 | 33 | 26 | 23 | 21 | — | 20 | 20 | 20 | |

7 地域生活支援事業等（任意事業）

| 事業名 | 単位 | 実績値 | | | | | | 見込量 | | |
|---------------------|---------|---------|-----|----|---------|----|----|---------|----|----|
| | | 第5期・第1期 | | | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | |
| | | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 訪問入浴サービス事業 | 実利用者数/年 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | — | 5 | 5 | 5 |
| 日中一時支援事業 | 実利用者数/年 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | — | 1 | 1 | 1 |
| 声の広報等事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業 | 給付件数/年 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | — | 2 | 2 | 2 |

※重度障害者とは

- 障害支援区分6に該当し、意思疎通支援を図ることに著しい支障がある者であって、四肢全てに麻痺等があり、かつ寝たきり状態にある者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害のある者
- 障害支援区分調査において、行動関連項目等（12項目）の合計点が10点以上の者のいずれかに該当する場合を指します。

第2章 提供体制の確保に係る成果目標等の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 成果目標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 目標値 令和8年度末(累計) | 考え方 |
|-----------------------|----|-----------|-----------|-----------|-------------------|--|
| 地域生活移行者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 施設入所者の多くは、重度の知的障害者等であり、在宅等での生活が困難です。これまでの実情を踏まえて、目標値を設定しません。 |
| 施設入所者数 (施設入所者の削減数) | 人 | 33 (0) | 33 (0) | 34 (0) | 34 (0) | 令和4年度末の施設入所者は31人です。令和5年度以降も、施設入所待機者の受入等により3人の増加を見込んでいるため、目標値を設定しません。 |

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

| 活動指標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|------------------------|----|-------|-------|-------|---|
| 協議の場の開催回数 | 回 | 3 | 3 | 3 | 協議を年2回、振り返り・評価を年1回、年計3回の開催を見込みます。 |
| 協議の場への関係者の参加数 | 人 | 16 | 16 | 16 | 二市三町担当者：10人 基幹相談支援センター：2人 塩釜保健所：2人 精神科医療機関：1人 相談支援事業所：1人 計16人 |
| 協議の場における目標設定および評価の実施回数 | 回 | 1 | 1 | 1 | 年1回振り返り・評価を実施します。 |

(2) 精神障害者の障害福祉サービス利用の見込み

| 活動指標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|-------------|----|-------|-------|-------|---------------------------------------|
| 地域移行支援の利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 近隣に提供可能な、一般相談支援事業所がないため、今期は利用を見込みません。 |
| 地域定着支援の利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 近隣に提供可能な、一般相談支援事業所がないため、今期は利用を見込みません。 |

| | | | | | |
|-----------------|---|----|----|----|-------------------------------------|
| 共同生活援助の利用者数 | 人 | 18 | 19 | 20 | 令和4年度実績の数値「18人」をベースに、利用者数の漸増を見込みます。 |
| 自立生活援助の利用者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 近隣にサービスを提供可能な事業所がないため、今期は利用を見込みません。 |
| 自立訓練（生活訓練）の利用者数 | 人 | 2 | 2 | 2 | 令和4年度実績の「2人」で今後も推移すると見込みます。 |

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

| 成果目標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|--|----|-------|-------|-------|--|
| 地域生活支援拠点の整備する | 有無 | 整備済 | 整備済 | 整備済 | 平成29年4月に地域拠点センター「ふきのとう」を、圏域で整備済みです。 |
| コーディネーターの配置等による効果的な支援体制整備及び緊急時の連絡体制の構築 | 有無 | 構築済 | 構築済 | 構築済 | 地域拠点センターに拠点等コーディネーターを配置し、24時間の緊急時の連絡体制を構築している。 |
| 年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討する | 有無 | 実施済 | 実施済 | 実施済 | 地域生活支援拠点等プロジェクトの会議を検証・検討の場と位置付けます |

(2) 拠点等コーディネーターの配置人数及び機能の検証・検討回数

| 活動指標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|-------------------------------------|-----|-------|-------|-------|---|
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 平成29年4月に地域拠点センター「ふきのとう」を、圏域で1か所整備済みです |
| 拠点等コーディネーターの配置人数 | 人 | 1 | 1 | 1 | 地域拠点センターに拠点等コーディネーターを1名配置し、24時間の緊急時の連絡体制を構築しています。 |
| 地域生活支援拠点等の有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数 | 回/年 | 2 | 2 | 2 | 地域生活支援拠点等プロジェクトの会議を検証・検討の場と位置付け、年2回開催を見込みます。 |

(3) 強度行動障害者への支援体制整備

| 成果目標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|---|----|-------|-------|-------|--|
| 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。 | 有無 | 未整備 | 未整備 | 整備済 | 令和8年度末までに、宮城東部自立支援協議会等で協議を進め、市町村又は圏域での支援体制の整備を目指します。 |

4 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

| 成果目標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 目標値 令和8年度末(累計) | 考え方 |
|--|----|-------|-------|-------|-------------------|--|
| 福祉施設利用者の一般就労移行者数 | 人 | 5 | 6 | 7 | 18 | 令和3年度中の移行者数は8人です。本市では、令和8年度中の移行人数ではなく、計画期間をとおして累計で目標値を設定します。 |
| うち生活介護からの移行者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 常時介護を必要とする人を対象に支援を行う事業であることから、一般就労への移行は見込みません。 |
| うち自立訓練（機能訓練）からの移行者数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自立訓練（機能訓練）自体の利用実績がなく、本事業から移行は見込みません。 |
| うち自立訓練（生活訓練）からの移行者数 | 人 | | 1 | | 1 | 自立訓練（生活訓練）はサービスの利用実績が少なく、計画期間をとおして、累計1名の移行を目指します。 |
| うち就労移行支援からの移行者数 | 人 | 5 | 5 | 5 | 15 | 令和3年度実績である年度5人をベースとし、毎年度5人ずつ移行し、令和8年度末で累計15名の移行を目指します。 |
| うち就労継続支援A型からの移行者数 | 人 | | 1 | | 1 | 両事業は、一般企業等での就労が困難な方を対象とした事業であるため、計画期間をとおして、累計1名ずつの移行を目指します。 |
| うち就労継続支援B型からの移行者数 | 人 | | 1 | | 1 | |
| 就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上 | 割 | — | — | — | — | 市内に就労移行支援事業所が無く、割合を算出できないため、目標値を設定しません。 |

②就労定着に係る支援

(1) 就労定着支援の利用者数

| 成果目標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|--------------------------|----|-----------|-----------|-----------|--|
| 就労定着支援事業の利用者数 | 人 | 4 | 5 | 6 | 令和3年度実績「4人」の1.41倍である「6人」を令和8年度末までに目指します。 |
| 就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上 | 割 | — | — | — | 市内に就労定着支援事業所が無く、割合を算出出来ないため、目標値を設定しません。 |

(2) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

| 成果目標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|-------------------------|----|-----------|-----------|-----------|--|
| 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築 | 有無 | 構築済 | 構築済 | 構築済 | 宮城東部地域自立支援協議会内の「就労支援ネットワーク」において、就労移行支援・就労継続支援A型・B型事業所等が参集する情報交換会を行っています。今後は雇用関係との連携体制構築を進めていきます。 |

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

| 成果目標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|-------------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|---|
| 児童発達支援センターを1箇所以上設置する | 有無 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 平成27年4月に児童発達支援センター「太陽の家」を設置済です。 |
| 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する | 有無 | 構築済 | 構築済 | 構築済 | 令和6年4月から、児童発達支援センター「太陽の家」を中核とした、インクルージョン推進体制をスタートします。 |

(2) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

| 成果目標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|---|----|-----------|-----------|-----------|---|
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1箇所以上確保する(圏域での設置も可) | 有無 | 確保済 | 確保済 | 確保済 | 利府町に開所している児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所「つなぐ利府」を圏域で確保しています。 |

医療的ケア児支援

(1) 関係機関等が連携する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

| 成果目標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|----------------------------|----|-----------|-----------|-----------|--|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する | 有無 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 「発達支援会議」を関係機関の協議の場と位置付けています。 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する | 有無 | 設置済 | 配置済 | 配置済 | 基幹相談支援センター(圏域設置)及び児童発達支援センター「太陽の家」に配置済みです。 |

(2) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数

| 活動指標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|---|----|-----------|-----------|-----------|--|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込み | 人 | 2 | 2 | 2 | 基幹相談支援センター(圏域設置)及び児童発達支援センター「太陽の家」にそれぞれ1名の計2名を配置しています。 |

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化

| 成果目標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|--|----|-----------|-----------|-----------|--|
| 各市町村は基幹相談支援センターを設置し、各圏域において相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する | 有無 | 確保済 | 確保済 | 確保済 | 平成29年4月に基幹相談支援センターを設置し、センターを核とした、相談支援体制の強化に取り組んでいます。 |

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

| 活動指標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|-------------------------------------|----|-------|-------|-------|--|
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み | 回 | 12 | 12 | 12 | 基幹相談支援センターが月1回実施する「相談支援部会」において、個別事例検討をとおしての専門的な指導・助言や支援内容の検証を実施し、また相談機関の顔の見える関係の構築を推進することで連携強化の取組としています。個別事例検討は相談支援事業者の人材育成の支援となります。 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み | 回 | 12 | 12 | 12 | |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み | 回 | 12 | 12 | 12 | |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み | 回 | 12 | 12 | 12 | |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み | 人 | 1 | 1 | 1 | 令和3年度時点で1名配置済みであり、今後も1名配置の体制を維持します。 |

②協議会における地域サービスの基盤の開発・改善等

(1) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

| 成果目標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|---|----|-------|-------|-------|---|
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う | 有無 | 確保済 | 確保済 | 確保済 | 自立支援協議会の専門部会である「相談支援部会」において、個別事例の検討を行うことで、体制の確保をしている。 |

(2) 協議会における専門部会等について

| 活動指標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|-----------------------------------|----|-------|-------|-------|---|
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数の見込み | 回 | 12 | 12 | 12 | 自立支援協議会の専門部会である「相談支援部会」を月1回開催し、圏域の相談支援事業所が参画して事例検討を行っているため、今後も年12回を見込みます。 |

| | | | | | |
|----------------------|-----|----|----|----|---|
| 同事例検討への参加事業者・機関数の見込み | 事業所 | 13 | 13 | 13 | 地域拠点センターふきのとうを始めとして、塩竈市3事業所、多賀城市3事業所、松島町3事業所、七ヶ浜町1事業所、利府町2事業所の計13の相談支援事業所の参画を見込んでいます。 |
| 専門部会の設置数の見込み | 部会 | 1 | 1 | 1 | 今期も相談支援部会（1部会）の設置を維持します。 |
| 専門部会の開催回数の見込み | 回 | 12 | 12 | 12 | 今期も年12回（月1回）の定期開催を見込んでいます。 |

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制構築

(1) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

| 成果目標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|---------------------------------|----|-------|-------|-------|--|
| 各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する | — | 構築済 | 構築済 | 構築済 | 自立支援協議会において、「短期入所ネットワーク」や「就労支援ネットワーク」等サービス事業所が参集する会議を開催し、情報の共有や課題の整理等を行い、サービス質の向上を図るための体制を構築しています。 |

(2) 障害福祉サービス等に係る研修会への参加

| 活動指標 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 考え方 |
|--|----|-------|-------|-------|---|
| 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等への市町村職員の参加人数の見込み | 人 | 4 | 4 | 4 | 県が実施する研修会等へ担当者2名体制で年2回の参加を見込んでいます。 県が想定している研修は次のものがあります ・障害支援区分認定調査員研修 ・相談支援従事者初任者研修 ・相談支援従事者現任研修 ・主任相談支援専門員養成研修 ・指定障害福祉サービス事業者等集団指導 ・精神障害者相談支援研修会 等 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み | 回 | 1 | 1 | 1 | 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、結果について相談支援事業所等と共有する機会を設けています。 |

8 発達障害者等に対する支援

(1) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

| 活動指標 | 単位 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 考え方 |
|---|----|-----------|-----------|-----------|---|
| ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者 数の見込み | 人 | 10 | 10 | 10 | 児童発達支援センター「太陽の家」においてペアレントメンターに係る啓発研修や勉強会を開催しています。ペアレントトレーニング・プログラムの受講者数は、令和4年度実績が10人で、今後も大きく拡大縮小する見込みはないため、今後も同数を見込みます。 |
| うち保護者数の見込み | 人 | 5 | 5 | 5 | |
| うち支援者数の見込み | 人 | 5 | 5 | 5 | |
| ペアレントメンターの人数の見込み | 人 | 0 | 0 | 0 | 市がペアレントメンターを養成（育成）することは、計画しません。県の事業を活用しながら、体制の確保に向けた検討をしていきます。 |
| ピアサポート活動への参加人数 | 人 | 5 | 5 | 5 | 保護者サロンを開催し、ピアサポート活動に参加して貰っています。令和4年度実績「6人」と同程度の参加者数を今後も見込みます |

障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 区分 | No | 氏名 | 所属機関・団体・役職等 | 備考 |
|-------------------------------------|----|---------------------|---|-------------------------|
| 学識経験者 | 1 | ますこ 増子 ① ただし 正 | 東北学院大学 地域総合学部 地域コミュニティ学科 教授 | |
| 保健、福祉 若しくは教育に関する 事業に従事 する者 | 2 | かたひら 片平 美絵 みえ | 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所） 母子・障害第二班 主幹兼班長 | 福祉全般 |
| | 3 | ちば 千葉 りょうこ 怜子 | 医療法人菅野愛生会 緑ヶ丘病院 医療支援部 副主任 | 精神医療全般 |
| | | えがしら 江頭 みな 美奈 | 医療法人菅野愛生会 緑ヶ丘病院 医療支援部 副部長 | |
| | 4 | きの 佐野 あつし 篤 | 認定 NPO 法人さわおとの森 地域拠点センターふきのとう センター長 | 基幹相談支援センター |
| | 5 | つりらね 釣舟 せいいち 晴一 | 社会福祉法人ゆうゆう舎 理事長 | 委託相談支援事業所 地域活動支援センター |
| | 6 | てんさか 天坂 ひでき 英樹 | 多賀城市福祉工房のぞみ園 園長兼 サービス管理責任者 | 就労B型事業所 |
| | 7 | さとう 佐藤 ただし 正 | 地域支援センター ばれっと 障害者就業・生活支援センターわ〜く 主任就業支援担当 | 障害者雇用全般 |
| | 8 | ちば 千葉 れいこ 令子 | 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会 業務執行理事 (多賀城市児童発達支援センター太陽の家) | 障害児支援 |
| | 9 | ちゅうばち 中鉢 よしのり 義徳 | 一般社団法人宮城県保育協議会 会長 (あかね保育所 所長) | 子ども・子育て 全般 |
| | 10 | さとう 佐藤 かおる | 宮城県立利府支援学校 地域支援部長 特別支援教育コーディネーター | 教育関係 |
| 市民 | 11 | もりもと 森本 てるお 照雄 | 多賀城市民生委員児童委員協議会 会長 | |

◎委員長 ○副委員長

多賀城市障害者計画（第5期）
多賀城市障害福祉計画（第7期）
多賀城市障害児福祉計画（第3期）
令和6年3月

発行 多賀城市

企画編集 多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課

〒985-8531（専用郵便番号）

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

電話 022-368-1141（代表）

022-368-1478（直通）

FAX 022-368-7394

URL <http://www.city.tagajo.miyagi.jp>

Eメール syougai@city.tagajo.miyagi.jp

※この計画の詳細は、図書館・公民館等で閲覧できます。

また、市ホームページにも掲載しています。



多賀城創建記念
TAGAJO 130th Anniversary
724-2024